

○文部科学省告示第二百二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月二十八日

文部科学大臣 馳 浩

ノリ・メ・タンゲレ（我に触れるな）	シモンの家の宴	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	平成二十七年十二月二十八日	指定をした日
同右	平成二十八年一月五日から同年四月七日まで	指定の有効期間
同右	株式会社朝日新聞社企画事業本部 文化事業部長 堀越 礼子 東京都中央区築地五―三―二 東京都美術館 館長 真室 佳武 東京都台東区上野公園八―三十六 株式会社TBSテレビ事業局文化事業部 部長 高橋 一世 東京都港区赤坂五―三―六	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
同右	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十八年一月十六日から同年四月三日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間